

埼玉県社会福祉総合センター 指定管理者募集要項に対する質問への回答

質問番号	質問箇所	質問内容	回答
1	募集要項5ページ (5) 指定管理者と県の役割 分担について	事故、火災等による施設の損傷の回復について、指定管理者の役割が「△(自己の責に帰すべき事由による場合)」となっているが、具体的にどのようなケースが該当(想定)するか。近年、県内で市役所庁舎の火災事例もあったため、伺いたい。また、県の役割となっている「包括的な管理責任」とは、どのようなことを指すか伺いたい。	「自己の責に帰すべき事由による場合」とは、例えば指定管理者職員の不適切な対応(安全指導の怠慢、不注意な操作など)が原因で発生した事故や指定管理者職員の喫煙による火災、飲酒運転による事故などが想定されます。「県の包括的な管理責任」とは、施設の適切な運営を確保し、利用者の安全と利益を守る責任が県にあることを指します。これにより、指定管理者に対して定期報告を求めたり、施設の監査を実施しています。
2	募集要項2ページ囲み内	指定管理期間に16か月程度の工期がかかる大規模改修が予定されているが、細かな工事内容が示されていないため、応募者が想定できる影響を考慮した事業計画書の作成でよいのか。また、応募時には想定しづらい大規模改修に伴う費用負担が生じた場合、県で予算措置することが可能なのか伺いたい。	令和9年度から10年度にかけて実施する予定の大規模改修は、募集要項記載の内容から応募者が想定できる影響を考慮した事業計画書を作成してください。改修に係る費用については、募集要項97ページ別紙3の費用負担区分に基づき負担することになります。
3	募集要項2ページ囲み内及び23ページから34ページ	4つの業務それぞれに管理目標設定等の項目があるが、大規模改修が行われる年度は、会議室稼働率やアクセス件数、来館者数、相談件数等について、どのような考え方で目標設定を行えばよいか伺いたい。	大規模改修中は、会議室を彩の国すこやかプラザ入居団体に割当てるため、稼働率は100%としてください。ホームページアクセス件数は、大規模改修の影響は考慮せずに設定してください。大規模改修はフロアごとに行うため、介護すまいる館がある1階フロアが令和9年度に半年程度使用できないと想定し、介護すまいる館来館者数、相談件数を設定してください。